

免許を要しない無線局の分類と主な用途等

(施行規則・第6条第1項第1号)

(電波法・第4条第1号)
(施行規則・第6条第1項)

発射する電波が著しく微弱な無線局

3mの距離における電界強度規定

(施行規則・第6条第1項第2号)

500mの距離における電界強度並びに電波型式及び周波数規定

(施行規則・第6条第1項第3号)

測定用小型発振器

「ラジコン用発振器用」及び「ラジオマイク用」
(昭和32年郵政省告示第708号)

船舶に設置した無線方位測定機の
校正曲線作成用小型発振器
(昭和26年電波監理委員会告示第486号)

(施行規則・第6条第4項第2号)

② 特定小電力無線局

A テレメーター用、テレコントロール用
及びデータ伝送用

B 医療用テレメーター用

C 体内植込型医療用データ伝送用
及び体内植込型医療用遠隔計測用

D 国際輸送用データ伝送用

E 無線呼出用

F ラジオマイク用

G 補聴援助用ラジオマイク用

H 無線電話用
(ラジオマイクに使用するものを除く。)

I 音声アシスト用無線電話用

J 移動体識別用

K ミリ波レーダー用

M 移動体検知センサー用

N 動物検知通報システム用

(平成元年郵政省告示第42号)

(電波法・第4条第2号)
(施行規則・第6条第3項)

市民ラジオの無線局

(施行規則・第6条第4項第1号)

①コードレス電話の無線局

(施行規則・第6条第4項第3号)

③小電力セキュリティシステムの無線局

(施行規則・第6条第4項第4号)

④小電力データ通信システムの無線局

(施行規則・第6条第4項第5号)

⑤デジタルコードレス電話の無線局

(施行規則・第6条第4項第6号)

⑥PHSの陸上移動局

(施行規則・第6条第4項第7号)

⑦狭域通信システムの陸上移動局及び
狭域通信システムの陸上移動局の無線
設備の試験のための通信を行う無線局

(施行規則・第6条第4項第8号)

⑧5 GHz帯無線アクセスシステムの
陸上移動局 (空中線電力が10mW以下)

(施行規則・第6条第4項第9号)

⑨超広帯域無線システムの無線局

(施行規則・第6条第4項第10号)

⑩700MHz帯高度道路交通システムの
陸上移動局

(電波法・第4条第4号)
(電波法・第27条の18第1項)

登録局

(施行規則・第16条)

- PHSの無線局の基地局・リピーター (空中線電力が10mW以下)
- 920 MHz帯 / 2.4GHz帯 構内無線局
- 5 GHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局、陸上移動局 (空中線電力が250mW以下)
- 350MHz帯 / 920MHz帯 簡易無線局

システム	主な用途(例)	周波数帯
①コードレス	家庭用電話	250M,380M
② 特定小電力無線局		
A テレメ、テレコン、データ	キーレスエントリー、タイヤ空気圧モニタ、遠隔操縦、工業用監視計測	315M,400M,920M,1200M
B 医療用	心電図、脳波の伝送	400M
C 体内植込型	ペースメーカーのデータ伝送	400M
D 国際輸送	国際物流アクティブタグ	400M
E 無線呼出	ナースコール、作業員呼出	400M
F ラジオマイク	劇場の場内音響、取材マイク、会議室マイク	75M,320M,800M
G 補聴援助	難聴学級、劇場の補聴	75M,170M
H 無線電話	飲食店、ゴルフ場、建設現場の連絡	400M
I 音声アシスト	視覚障害支援、博物館案内	75M
J 移動体識別	コンテナ仕分け、入退室管理	920M,2.4G
K ミリ波レーダー	自動車衝突防止、踏切監視	60G,76G
M 移動体検知	人体動静検出、エアコン制御	10G,24G
N 動物検知	野生動物の生態調査、ドッグマーカー	150M
③セキュリティ	ガス漏れ通報、防犯通報	400M
④データ通信	無線LAN、画像伝送	2.4G,5G,25G,60G
⑤デジコードレス	オフィス用電話	1.9G
⑥PHS端末	PHS	1.9G
⑦狭域(DSRC)	ETC、駐車場入退出管理	5.8G
⑧5Gアクセス	無線アクセス	5G
⑨超広(UWB)	ファイル転送、画像伝送	3-5G,7-10G
⑩700MHz帯 ITS	車車間通信	700M

免許を要しない無線局